

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十七号

広島県中小企業支援資金貸付規則の一部を改正する規則

広島県中小企業支援資金貸付規則（昭和三十三年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第五条 （貸付条件） 一 四 （預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証（以下「金融機関保証」という。）の提供が行われる場合は、年〇・一五パーセント）。ただし、別表第三に掲げる要件に該当する場合は無利子とする。 五 2 — 5 （略）	第五条 （貸付条件） 一 四 （預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項に規定する金融機関をいう。）による貸付金に係る債務の保証（以下「金融機関保証」という。）の提供が行われる場合は、年〇・一五パーセント）。ただし、別表第三に掲げる要件に該当する場合は無利子とする。 五 2 — 5 （略）
附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金について、なお従前の例による。	附 則 （施行期日） 1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正前の広島県中小企業支援資金貸付規則により貸し付けた貸付金について、なお従前の例による。